

資料 1

令和 8 年度国民年金システム標準化研究会 開催要綱

第 1 目的

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・自治体等の負担に繋がっている。中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、令和 7 年度を期限としてガバメントクラウドを活用した標準標準システムへの移行が進められてきたが、全国一斉の移行に伴うベンダーのリソース逼迫等の複合的な要因から一部の自治体で移行完了に至っておらず、継続的な対応が求められている実態にある。

令和 8 年度においては、各種制度改正・他事務の標準仕様書の改定等の影響を踏まえた対応のほか、標準標準システムに移行した市町村から寄せられた意見や過去の全国意見照会等で寄せられた意見・要望のうち、令和 8 年度以降の検討とした事項について、標準仕様書改定の要否を検討するための調査・研究を進めていく。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、国民年金事務に係る自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、具体的な検討を行うことを目的として、「令和 8 年度国民年金システム標準化研究会」を開催する。

第 2 令和 8 年度国民年金システム標準化研究会

1 座長

座長は会務を統括する。

2 議事

- (1) 令和 8 年度国民年金システム標準化研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に令和 8 年度国民年金システム標準化研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が令和 8 年度国民年金システム標準化研究会を傍聴することを認めることができる。

3 ワーキングチーム

座長は必要に応じ、令和 8 年度国民年金システム標準化研究会にワーキングチームを開催することができる。

4 ベンダー分科会

座長は必要に応じ、令和 8 年度国民年金システム標準化研究会にベンダー分科会を開催することができる。

5 その他

資料 1

- (1) 令和 8 年度国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の庶務は、株式会社パソナが事務局として処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、令和 8 年度国民年金システム標準化研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会の運営その他必要な事項は座長が定める。